

各 位

上場会社名 モジュール株式会社  
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)  
代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明  
問 合 せ 先 ストラテジック・オペレーション・サービス  
マ ネ ー ジャ ー 本 間 浩 一

## 外部調査委員会の調査報告及び過年度決算の訂正について

### 1. 外部調査委員会の調査報告について

平成 21 年 11 月 6 日付「過去の業績に与える事象の発生及び調査委員会の設置に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社において一部の固定資産について、会計処理に誤りがある可能性が生じるに至ったことから、当社は調査委員会を設置し、事実関係等の調査を進め、会計処理の修正が当社業績に与える影響額を確定するための作業を進めるとともに、かかる誤った会計処理が二度と行われないよう、効果的な再発防止策の検討を進めて参りました。

本日、その調査・検討の結果を、添付の「調査報告要旨」として取りまとめましたので、ご報告いたします。

なお、添付の調査報告要旨は、調査委員会が当社に提出した調査報告書を個人名及び取引先名を記号化する等の修正を行いかつ要約版としてまとめたものであることをご了承ください。

添付資料 : モジュール株式会社 外部調査委員会 「調査報告要旨」

### 2. 過年度決算の訂正について

上記「1. 外部調査委員会の調査報告について」においてご報告いたしましたとおり、当社の過年度の決算において、一部の固定資産について会計処理に誤りがあることが判明いたしました。これを受けて、当社は提出済みの有価証券報告書等を早急に訂正し、提出する予定です。また、開示済みの決算短信等についてもあわせて訂正する予定です。

訂正する予定の有価証券報告書等の一覧と過年度業績に対する概算影響額についてご報告いたします。

#### (1) 訂正予定の有価証券報告書等

①平成 20 年 5 月期 (第 9 期)	有価証券報告書
②平成 21 年 5 月期 (第 10 期)	第 1 四半期報告書
③平成 21 年 5 月期 (第 10 期)	第 2 四半期報告書
④平成 21 年 5 月期 (第 10 期)	第 3 四半期報告書
⑤平成 21 年 5 月期 (第 10 期)	有価証券報告書
⑥平成 22 年 5 月期 (第 11 期)	第 1 四半期報告書

なお、今後のスケジュールとして、過年度の訂正有価証券報告書等の提出および訂正決算短信等の開示については、平成 22 年 1 月 14 日を予定しております。

## (2) 過年度業績への影響について (概算)

(単位：百万円)

決算期	区分	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	訂正額 (B-A)
平成 20 年 5 月期 第 3 四半期	損益計算書	売上高	1,218	1,218	—
		営業損益	4	4	—
		経常損益	△ 0	△ 60	△ 60
		当期純損益	△ 2	△ 62	△ 60
	貸借対照表	純資産	573	513	△ 60
		総資産	1,290	1,237	△ 52
平成 20 年 5 月期 通期	損益計算書	売上高	2,017	2,017	—
		営業損益	109	113	4
		経常損益	102	46	△ 55
		当期純損益	61	1	△ 60
	貸借対照表	純資産	637	577	△ 60
		総資産	1,749	1,698	△ 50
平成 21 年 5 月期 第 1 四半期	損益計算書	売上高	413	413	—
		営業損益	△ 24	△ 17	6
		経常損益	△ 26	△ 144	△ 117
		当期純損益	△ 16	△ 144	△ 127
	貸借対照表	純資産	606	417	△ 158
		総資産	1,452	1,282	△ 414
平成 21 年 5 月期 第 2 四半期	損益計算書	売上高	768	768	—
		営業損益	△ 40	△ 27	12
		経常損益	△ 96	△ 215	△ 119
		当期純損益	△ 144	△ 261	△ 116
	貸借対照表	純資産	473	295	△ 177
		総資産	1,656	1,499	△ 157
平成 21 年 5 月期 第 3 四半期	損益計算書	売上高	1,060	1,060	—
		営業損益	△ 47	△ 20	27
		経常損益	△ 166	△ 271	△ 105
		当期純損益	△ 337	△ 440	△ 102
	貸借対照表	純資産	281	119	△ 162
		総資産	1,368	1,225	△ 143
平成 21 年 5 月期 通期	損益計算書	売上高	1,381	1,381	—
		営業損益	△ 26	9	36
		経常損益	△ 145	△ 241	△ 95
		当期純損益	△ 366	△ 459	△ 93
	貸借対照表	純資産	253	99	△ 153
		総資産	1,398	1,264	△ 133
平成 22 年 5 月期 第 1 四半期	損益計算書	売上高	276	276	—
		営業損益	11	21	9
		経常損益	8	17	9
		当期純損益	18	28	9
	貸借対照表	純資産	262	118	△ 144
		総資産	1,322	1,198	△ 124

(過年度業績に対する概算影響額につきましては、監査前の数値となりますので、今後の監査によって数値を変更する場合がありますことをご了承ください。)

(3) 今期業績への影響

過年度決算の訂正により、固定資産が大幅に減少し、減価償却費が減少することとなり、今期および今期以降の業績に寄与することが予想されます。

業績への影響等が判明次第、速やかに開示いたします。

(4) その他

当社は、これらの誤った会計処理が行われた事実を厳粛に受けとめ、二度とこのようなことが起こることのないよう、会社として内部管理体制やコンプライアンスの充実・活性化、組織構造の見直しにも取り組み、併せて社内監査体制の実効化を進め、再発防止に向けて引き続き全力で取り組んで参ります。

また、今回修正することとなった事項については、監査人の監査では発見が不可能であったと考えられる為、今後は従来以上に監査人に対する適正な資料開示などの対応を取るよう対応を強化して参ります。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

以上

平成 22 年1月 8 日

## モジュール株式会社 外部調査委員会 「調査報告要旨」

### 1. 調査委員会設置に至る経緯と調査概要

モジュール株式会社(以下、「対象会社」という。)の平成 21 年 11 月 6 日付「過去の業績に与える事象の発生及び調査委員会の設置に関するお知らせ」による公表のとおり、過去の一部の固定資産の会計処理が誤っていると疑義が発覚し、対象会社とは利害関係のない外部の第三者による厳密かつ厳正な調査を遂行すべく、当委員会の設置に至った。

当委員会の調査は、過年度における会計処理の誤りが生じた取引についての事実関係及びその内容・原因の調査・検討、当該取引の法的観点からの違法性の有無の調査・検討、また会計処理の修正方針の提示と今後における再発防止策の提言を行うことを目的に実施された。

また、当委員会は、平成 21 年 11 月 16 日以降、関係者に対するヒアリング、資料の精査、重要資産の実査などによる調査を実施した。

### 2. 当委員会の構成

当委員会のメンバーは、平成 21 年 11 月 16 日付公表の「調査委員会の設置に関するお知らせ」及び平成 21 年 11 月 25 日付公表の「調査委員会の委員追加に関するお知らせ」に記載したとおりである。いずれの委員も、これまで対象会社と業務上の契約関係はなく、一時的であるか継続的であるかを問わず報酬を受け取っておらず、第三者の公正な立場から調査、検討を行った。

### 3. 調査対象の決定

当委員会は、関係者への質問により、以下の要件に適合する取引について会計処理の誤りが生じる可能性があるかと判断し、調査の対象とすることとした。

- ①有形固定資産の取得にかかわる取引
- ②対象会社の主要取引先及び取締役と特に親密な関係にある取引先
- ③金額的重要性の高い取引

調査の対象として抽出した取引について稟議書、契約書、請求書・発注書等の証憑類の確認及び関係者へのヒアリングを行い、会計処理の誤りが生じている疑義があるものについては、詳細調査を行った。

### 4. 疑義があるとされた問題の取引

- ①大型コンピューターの取得に関連する取引

- ② 中型コンピューターの取得と賃貸に関連する取引
- ③ 事業パートナーL社への融資取引

## 5. 問題となる取引に関する事実関係と修正の対象とした会計処理における修正方針

### (1) 大型コンピューターの取得に関連する取引

#### ① 取引の概要と問題点の検討

平成 20 年 5 月期に資産取得した大型コンピューター取得に関する取引において、仕入先であるC社に対して支払われた取得費用総額 257 百万円を有形固定資産(賃貸用器具工具備品)の取得原価として会計処理している。当委員会としては、資産の実在性とその取引の概要を確認し、適正な会計処理とは言えない側面はあるものの、仮装取引等の不当な目的は認められないとの結論に達した。

ただし、C社が当該取引に関して支出する予定であった費用の一部 162 百万円については、支払先より領収書を受領できないことが事後的に判明し、C社としては支払ができなくなったため、対象会社の役員A氏の既知の取引先を経由した上で、A氏に対して返金することとした。その後、A氏は当該大型コンピューターにかかる取引を成約させるために、C社が支払をできなかった先に対して支払いを行った。ここでA氏の支払った費用は、大型コンピューターの取引に関連する経費とされているものの、領収書を受領しておらず、有形固定資産の取得原価とは認められない。

当該費用についてA氏は対象会社に対して返金をすべきであると考えられる。

#### ② 会計処理における修正

領収書を受領していない部分の費用 162 百万円については、A氏に対して返還を要求すべきであるため、役員貸付金として処理するのが適正であると考えられる。

### (2) 中型コンピューターの取得と賃貸に関連する取引

#### ① 取引の概要と問題点の検討

平成 21 年 5 月期において中型コンピューターを 258 百万円で取得し、有形固定資産として計上した。その後、当該資産を対象会社の取引先であるG社に賃貸し、G社は対象会社の事業パートナーであるM社の子会社であるL社に転貸している。

当委員会は、実査により当該資産はL社が賃借しているデータセンターに設置され、且つ稼働していることを確認した。しかし、本取引は、当該資産が市場における実勢価格よりも高い不相当な価格で売買され、仕入先であるM社に多額の利益が生じていることから、経営難に陥っていたM社に対する対象会社の金融支援の側面があったと考えられる。しかしながら、取引実態があること、また一定の経済合理性があることは否定できないことから、仮装取引等の不当な目的があったとまでは認められないとの結論に達した。

但し、本取引においては、取引実態が確認されたものの、実質的な取得原価に上乘せされ

た不相当な価格での取引であるとの側面があるため、取得原価のうち金融支援と考えられる部分の金額については、M社に対する貸付金であると考えるのが相当である。

## ②会計処理における修正

問題となるのは有形固定資産の取得原価のうち、M社への支援であったと考えられる部分の金額であり、支援の意図があったと認められる金額について、有形固定資産の取得原価を否認し、M社への貸付金とするのが適正な会計処理であると考えられる。

## (3) 事業パートナーL社への融資取引

### ①取引の概要

事業パートナーM社の子会社であるL社の事業資金として 220 百万円を融資することを平成 20 年 11 月 28 日の取締役会決議し、対象会社はM社に対し220百万円の送金を実行した。その後、M社は、本取引により子会社L社が調達した資金の一部である 100 百万円を、別個の取引により生じた債務の弁済に充当した。

当委員会としては、本貸付は実質的にM社の資金繰りのための融資であり、L社の事業資金のための融資でなかったとの疑問を否定できないものの、L社の対象会社に対する返済意思が確認され、かつ、その原資ともなる事業活動も認められ、財務諸表の修正は要しないとの結論に達した。

また法的にみた場合、対象会社とL社の間に金銭消費貸借契約が締結され、L社の対象会社に対する債務返済の意思が確認され、かつ返済の原資となり得る事業実態も確認されたことから、L社に対する貸付けであると認められる。

### ②会計処理における修正

220 百万円の貸付取引だけをとってみた場合、金銭消費貸借契約も締結され、また実際に送金が行われているため、対象会社における会計処理の修正の必要はないと考える。

## 6. 貸倒引当金の設定

前述の疑義のある取引までの会計処理の修正によって貸付金勘定が増加することになるため、当該貸付金に対して、適切な貸倒引当金を設定する必要がある。

当委員会においては、貸倒引当金の設定については厳密には会計処理の修正ではないため、大まかな目安となる程度の試算を行うにとどめることとし、詳細な検討及び設定金額の決定は今後の決算修正及び会計監査の結果を待つこととしたい。

## 7. 原因と再発防止策の提言

### (1)原因

商品価格の不透明性、不適当な業界内の取引慣行及び大手取引先の優越的地位の濫用、

社内監視体制の形骸化などが、主な原因と考えられる。

(2)再発防止策の提言

原因を踏まえ、以下の提言を行う。

- ①監査役監査の実効性の確保
- ②取締役会の実質化
- ③コンプライアンスに対する意識の徹底
  - ・取締役に対するコンプライアンス研修の実施
  - ・企業行動規範の制定と内部統制システム構築の基本方針の見直し
- ④重要取引に対する社内決裁プロセスの厳格化

8. 総括

- (1)会計処理の誤りについて過年度の有価証券報告書を訂正すること
- (2)外部専門家と協力し、実効性ある内部統制システムの早急な構築と全社員のコンプライアンス意識の啓蒙を行うこと
- (3)会計処理の誤りについての原因究明及び責任の所在を明確化すること

以上